

新技術等実現化調査検討委員会設置要綱（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 目的 (趣旨)</p> <p>第1条 県土整備部 <u>(各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局及び各県土整備事務所を含む。)</u> (以下「県土整備部等」という。)<u> )</u> が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業 (以下「調査検討事業」という。) について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、<u>新技術等実現化調査検討委員会</u> (以下「委員会」という。) を設置する。</p> <p>(委員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員の任期は <u>2</u> 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>1 目的 (趣旨)</p> <p>第1条 県土整備部 <u>及び各総合事務所県土整備局</u> (以下「県土整備部等」という。) が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業 (以下「調査検討事業」という。) について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、<u>新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会</u> (以下「委員会」という。) を設置する。</p> <p>(委員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員の任期は <u>1</u> 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

## 新技術等実現化調査検討委員会設置要綱（案）

### （趣旨）

第1条 県土整備部（各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局及び各県土整備事務所を含む。）が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業（以下「調査検討事業」という。）について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、新技術等実現化調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員）

第2条 公平性、客観性、透明性を確保するため、委員は、県民、学識経験者、土木系関係団体等のうちから、鳥取県県土整備部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長）

第3条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### （委員会）

第4条 会長は、部長が依頼する調査検討事業について、調査の必要性、期待される効果、実施方法等が妥当かどうか検討・選別を行うため、委員会を招集する。

その際、必要に応じて、調査検討事業の検討状況や結果の説明を求めることができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 会議の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### （審議結果）

第5条 会長は、委員会における審議結果を部長に回答するものとする。

### （公表）

第6条 事務局は、委員会における審議結果について、ホームページで公表するものとする。

### （秘密の保持）

第7条 委員は、評価に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

### （報償費及び交通費）

第8条 委員への報償費及び交通費は、県が別に定める規定等に基づき支払うものとする。

### （事務局）

第9条 委員会の事務局は、技術企画課に置く。

### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

## 新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 県土整備部及び各総合事務所県土整備局（以下「県土整備部等」という。）が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業（以下「調査検討事業」という。）について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員)

第2条 公平性、客観性、透明性を確保するため、委員は、県民、学識経験者、土木系関係団体等のうちから、鳥取県県土整備部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第3条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (委員会)

第4条 会長は、部長が依頼する調査検討事業について、調査の必要性、期待される効果、実施方法等が妥当かどうか検討・選別を行うため、委員会を招集する。

その際、必要に応じて、調査検討事業の検討状況や結果の説明を求めることができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 会議の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## (審議結果)

第5条 会長は、委員会における審議結果を部長に回答するものとする。

## (公表)

第6条 事務局は、委員会における審議結果について、ホームページで公表するものとする。

## (秘密の保持)

第7条 委員は、評価に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

## (報償費及び交通費)

第8条 委員への報償費及び交通費は、県が別に定める規定等に基づき支払うものとする。

## (事務局)

第9条 委員会の事務局は、技術企画課に置く。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。